

第 号  
平成 年 月 日

平成 年度情報教育等設備整備費補助金(高度教育用  
ネットワーク利用環境整備事業)交付決定通知書

都道府県

平成 年 月 日付け 第 号で申請のあった標記補助金については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号。以下「適正化法」という。)第6条第1項の規定により、下記のとおり交付することに決定したので、同法第8条の規定により通知します。

平成 年 月 日

文部科学大臣 印

記

- この補助金の交付の対象となる事業及びその内容は、平成 年 月 日付け 第 号で申請のあった平成 年度情報教育等設備整備費補助金(高度教育用ネットワーク利用環境整備事業)交付申請書記載のとおりとする。
- 補助対象経費及び補助金の額は次のとおりである。ただし、補助事業の内容の変更により補助対象経費が変更された場合における補助金の額については、別に通知するところによるものとする。

補 助 対 象 経 費	補 助 金 の 額
円	円

- 補助事業は、平成 年3月31日までに完了しなければならない。  
ただし、やむを得ない事情のため平成 年3月31日までに完了することができない場合で、あらかじめ文部科学大臣の承認を受けた場合はこの限りではない。  
なお、上記の期間延長承認申請書(第7号様式)は、平成 年3月10日までに提出しなければならない。
- 補助金の確定額は、補助対象経費の実支出額に2分の1(沖縄県、沖縄県の市町村、都道府県が指定する合併重点支援地域は4分の3)を乗じて得た額(千円未満の額は切り捨てるものとする。)と、補助金の額とのいずれか低い額とする。
- 補助事業者は、適正化法、同法施行令(昭和30年政令第255号)及び「情報教育等設備整備費補助金(高度教育用ネットワーク利用環境整備事業)交付要綱」の定めに従わなければならない。